

2025(令和7)年1月以降(2か年度の申請が並行して実施される期間)の 加盟登録システム事務処理について

**申請が途中で停滞しないよう、仮申請から申請完了(日本連盟承認)まで
加盟登録システムにて進捗状況を随時ご確認のうえお手続きください**

1. 申請できる内容

2024(令和6)年度 追加登録申請、2025(令和7)年度 継続登録申請
両年度の新規・変更・復活・移籍・従登録 (以下、R.6追加、R.7継続と表記)

年度により、それぞれ作業するメニューが異なります。申請に合わせ適した年度のメニューで作業にあたってください。また、申請手続きも入力した年度のメニューから行います。万が一、年度を誤って申請した場合、データ修正等にはお日にちを要します(※どちらの年度でどのような手続きをするのかを申請前によく確認し、新年度に混乱しないようご注意ください)。

2. 各申請の処理方法についての特記事項

それぞれ申請の状況により、一部できないこともあります。日本連盟 HP・システム内に掲載の各マニュアル類最新版を必ずご参照ください。

加盟員の申請

- ・加盟員の申請中に、別の年度で、加盟員の申請をすることができます
OK例) 追加申請で加盟員Aを申請中だが、継続申請で加盟員Bを申請したい
- ・加盟員の申請中に、同じ年度で、別の加盟員の申請をすることはできません
NG例) 追加申請で加盟員Aを申請中に、追加申請で加盟員Bを申請したい

変更 ▶団向けマニュアル『申請手続き』の「3(3)加盟員の登録内容を変更する」

- ・R.6追加で変更申請した内容は、対象者のR.7継続データが
未入力・未着手の場合 →R.7継続データにも反映されません
入力～申請完了の場合 →R.7継続データには反映されません
必要に応じR.7継続でも変更申請してください
- ・次年度非継続とする場合には、0B・0G 会員になる・ならないの別、個人情報を保存する・削除するの別を選択します

※非加盟員(共済のみ加入)と非継続(登録しない)は異なりますので、ご注意ください

※継続登録が完了した加盟員・非加盟員について、再度、継続登録で変更申請できる項目があります

※0B・0G 会員とは

マニュアル『申請手続き』の「3(9)加盟員を非継続にする」の項や『SAJ 会員マイページ利用ガイド』をご参照ください。サービス提供・運用は準備中です

新規登録 ▶団向けマニュアル『申請手続き』の「3(4)加盟員を新規登録する」

- ・過去の登録状況をご本人に確認のうえ、重複登録しないようご注意ください。重複登録は、問い合わせの対象です

**※警告が出ている場合は、必ず過去の状況を確認のうえ申請していただくようお願いします。
警告を含む申請はすべて問い合わせ対象となり、要修正・再申請となる場合があります**

◆新たに加盟員・非加盟員を登録申請する際は◆

- ①ご本人に以前の加盟状況を確認する →不明の場合は、日本連盟に照会
- ②次のいずれかの方法で申請する
 - ・加盟登録したことがない →**新規登録**
 - ・2024(R6)年度、他団などの加盟員である →**移籍**
 - ・2023(R5)年度、他団などに登録していた。または個人情報保存している →**復活**
 - ・過去に登録していたが、1年度以上経過し、かつ個人情報を削除している →**新規登録**

※ご不明な場合は日本連盟 (touroku-help@scout.or.jp) へ照会してください

復活 ▶団向けマニュアル『申請手続き』の「4.加盟員の復活登録」、手順「復活の流れ」

- ・以前の所属先が自団ではない場合は、県連盟を通じ「復活サポート」をご依頼ください
必要事項：加盟員番号、氏名、復活先、役務、復活したい年度

※サポート後、復活対象者は、復活したい年度の画面に「復活対象」として表示されます

※対象者の基本情報画面で内容確認後「実行」ボタンをクリックし、状態欄「復活」の表示になりましたら申請できます

移籍 ▶団向けマニュアル『申請手続き』の「5.加盟員・非加盟員の移籍」「12(1)移籍の確認依頼」、手順「移籍の流れ」

- ・移籍元/移籍先どちらからでも手続きを開始できます（移籍したい年度を選択）。確認依頼を受けた組織の承認後、双方の地区・県連盟の承認を経て、**移籍先から申請**します

※R.7継続の進捗状況により、移籍できないケースもあります

他団との主・従登録 ▶団向けマニュアル『申請手続き』の「11.他団との従登録」「12(2)従登録の確認依頼、手順「他団従登録の流れ」

- ・主登録団/従登録団のどちらからでも手続きをスタートできます（従登録したい年度を選択）。確認依頼を受けた組織の承認後、**主登録団から申請**します
- ・地区・県連盟では、主登録団からの仮申請にて確認します
- ・既に登録されている従登録を削除する場合は、従登録団にて削除します

※R.7継続の進捗状況により、従登録できないケースもあります。マニュアル『申請手続き』の「3(3)加盟員の登録内容を変更する」の項をご参照ください

非加盟員（共済のみ加入） ▶団向けマニュアル『申請手続き』の「3(5)非加盟員を登録する」～「3(7)非加盟員についての継続登録処理」

非加盟員を年度内に加盟員として変更する場合（R.6追加にて手続き）

- ・変更を入力し、仮申請してください

非加盟員の新規加入を申請する場合（申請したい年度にて手続き）

- ・どちらの年度でも、別の申請中でも、いつでも申請していただけます
- ・加盟員と同様に、昨年度の加盟登録の有無により処理手順が異なります。2023(R5)年度に加盟員として登録していた場合は、復活の手順で申請してください
- ・重複登録(過去に加盟登録番号取得)が警告され、申請差し戻しやデータ修正が必要となるケースがあります。過去の加盟状況についてご本人に確認ください。

R.7継続の申請をする場合（R.7継続にて手続き）

- ・加盟員一覧の状態欄は「継続」と表示されています

次のいずれかで申請してください。

加盟員として登録する ⇒ 加盟員にチェックし、役務欄に役務を入力

非加盟員として登録する ⇒ 非加盟員欄の区分を見直し

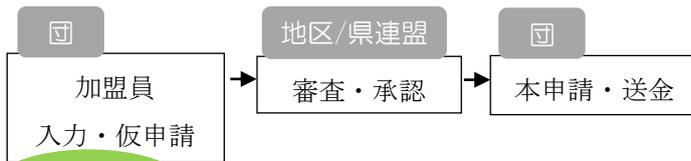
登録しない ⇒ 非継続欄にチェック

※非加盟員(共済のみ加入)と非継続(登録しない)は異なりますので、ご注意ください

3. 確認・補足事項

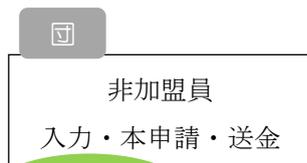
(1) 申請の流れ

・加盟員のための申請



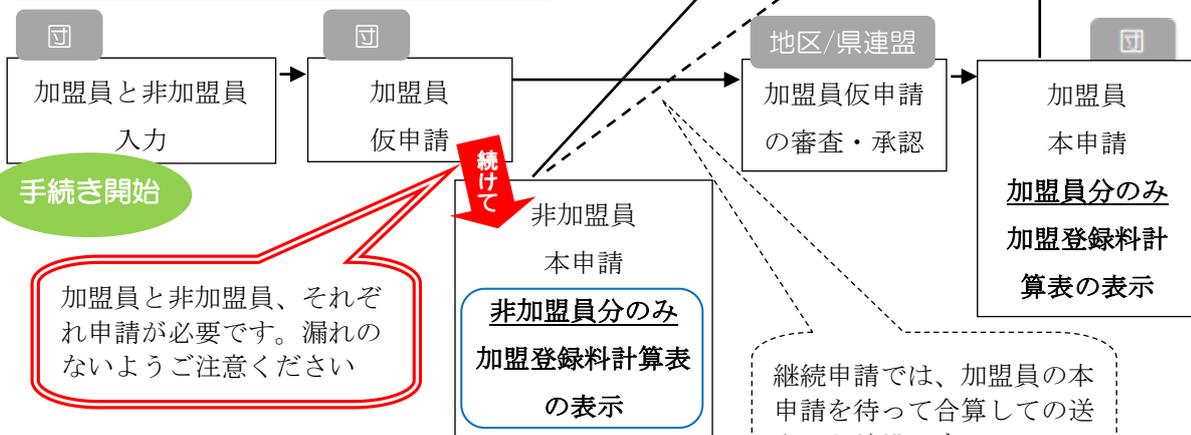
手続き開始

・非加盟員のための申請



手続き開始

・加盟員と非加盟員を同時タイミングで申請



加盟員と非加盟員、それぞれ申請が必要です。漏れのないようご注意ください

非加盟員分のみの加盟登録料計算表の表示

継続申請では、加盟員の本申請を待って合算しての送金でも結構です

(2) 団基本情報の登録内容の確認

継続登録申請の際には、必ず通信連絡先や操作担当者の連絡先を確認し、転居や交代などで変更がある場合は、登録の内容も変更して申請してください。日本連盟からのお問い合わせや登録書類のお届けは、基本情報に登録内容に従います。

(3) 日本連盟加盟登録料の確認と送金

本申請の際に、登録料計算表が表示されます(加盟員と非加盟員は別申請のため、それぞれ個別に表示されます)。そのほか、登録料出納帳で残金等を確認のうえ手続きをお進めください。

本申請時の登録料計算表や登録料出納帳に各団専用の窓口口座が表示されますので、その口座あてにご手配をお願いします。ほかの団や地区・県連盟はそれぞれ別の口座を使用しますので、振込名義を変えていただく必要はございません。

なお、誤って他組織の口座に送金された場合、その組織の入金として取り扱われ自動承認でその組織の申請が承認に至る場合もあります(登録料が使用されます)。充分にご注意いただきますようお願いいたします。

(4) 申請内容の取り消し等について

日本連盟承認前(仮申請～本申請)は、申請を取り下げることが可能です。戻った申請内容を修正して、再申請していただきます。なお、この場合、修正対象者のデータを含む申請一式を戻すことになります。申請のうちの一部だけを戻すことはできません。

日本連盟承認後は、申請内容の取り消し等の修正を行うことはできません。

(5) 登録事務手続きに関する情報について

日本連盟 HP 加盟登録事務のページで最新版マニュアル類や情報をご確認ください。

(6) 動作環境

OSを問わず、最新の Microsoft Edge の他、Google Chrome など Chrome 系ブラウザに対応

この件に関する問い合わせ先：日本連盟事務局 登録担当 Email：touroku-help@scout.or.jp

※ 継続申請期間(1月～3月)は問い合わせが集中します。順番に対応させていただきますので、電話での問い合わせはお控えいただき、メールご利用のご協力を何卒お願いいたします

★★継続登録申請にあたっての注意点★★

継続登録期間中に申請が完了するよう、最後まで加盟登録システムで見守りをお願いします。

継続申請期間中に次年度の継続申請を完了することができなかった場合は、新年度に切り替わる際に、申請途中の追加申請・継続申請、そのための入力・移籍・他団従登録のすべてがリセットされ、その団・隊・加盟員・非加盟員は非継続となります(共済補償3月31日まで)。

新年度に入ってから新規や変更も含めすべて一から作業し直すことになり、また、加盟員であることが前提の操作担当者が非継続となるので当該組織だけでは処理できず、県連盟の手続きや日本連盟サポートを受けながらの処理が必要となります。

申請が完了するまで、加盟登録システムで確認をお願いします。

昨年散見されたケースや、申請完了できない主なケースを以下に記述します。

■期日内に手続きが期日に間に合わない

-送金期限は、システム停止と同日ではありません。システム停止までに申請が完了するよう、余裕をもってお手続きください

-申請は、申請と加盟登録料の両方が揃った時点で承認(=申請完了)となりますが、送金いただいた加盟登録料(共済掛金)の、金融機関からシステムへの振り替えは銀行受付日の翌日夕方に実施されますので、システム停止当日の送金手続きでは間に合いません。1営業日以上前に金融機関で受け付けられるよう、手続きをお願いします

-申請が途中で止まっていて理由不明の場合は、地区・県連盟・日本連盟いずれかにご相談ください

■重複登録などの警告があるまま申請し、修正手続きのために再申請に時間を要する

-日本連盟からの確認(問い合わせ)ののち、申請を取り下げ修正して再申請(地区・県連盟も再処理)することになり日数を要します。申請前に警告内容をご確認くださいようお願いします

■仮申請が県連盟より承認されたが、本申請していない

-日本連盟に申請が届きませんと承認することができません。本申請漏れにご注意ください

■加盟員(団・隊含む)は申請したが、非加盟員を申請していない

-日本連盟に申請が届きませんと承認することができません。本申請漏れにご注意ください

■加盟員(団・隊含む)分の加盟登録料は送金したが、非加盟員分を送金していない

-加盟員・非加盟員は別の申請のため、計算表も別々に表示されます。台帳管理>加盟登録料集計表でもご確認のうえ、お手続きください

■加盟登録料の不足

-送金前には登録料出納帳で過納金や不足も含めて申請総額を確認していただき、送金のお手続き後も、申請が完了するまで加盟登録システムで見守りをお願いします

■他組織の口座へ送金

-組織ごと(各団・地区・県連盟)の専用口座です。他組織の口座へ送金しますと他組織の入金と認識され、自団の申請が承認されません

■操作担当者と連絡が通じない

-操作担当者にメールで連絡します(緊急時は電話)。県連盟(または地区)や日本連盟からの連絡には速やかなご回答をお願いします。なお、携帯キャリアアドレスは推奨していません